

# 名古屋市教育委員会定例会

令和4年8月4日  
午後3時00分  
教育委員会室

## 議 事

- 日程1 請願審査について（請願第1号）
- 日程2 令和5年度使用教科用図書採択について
- 日程3 教職員人事について（第6号議案）

## 出席者

坪田 知 広 教育長  
西 淵 茂 男 委 員  
鎌 田 敏 行 委 員  
中 谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員12名 ※傍聴者3名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第3、第6号議案「教職員人事について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第1号「職員の人事に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第3につきましては、非公開としたいと思います、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（坪田教育長）

ではこれより、日程第1、「請願審査について」を議題といたします。

本日は請願が1件ございます。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会請願処理要綱第3条第2項に基づき、5分以内で陳述を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

それでは、請願第1号について、陳述を許可します。請願陳述人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(坪田教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は、席へお戻りください。

まずは事務局からの説明をお願いします。

(小川総務課長)

請願第1号「安全配慮義務違反等、昭和区の男児骨折救急搬送対応の校長等、の処分を求める請願」についてご説明させていただきます。

請願項目は6点でございます。なお、内容を考慮し、順序を入れ替えて説明を行いますので、ご了承ください。

第1項は「救急搬送が適切でなかった昭和区の校長を処分すること。」、第4項は「プールの授業についての安全配慮義務の責任者である校長を処分すること。」、第6項は「安全点検等の責任者である校長を処分すること。」を求めるものでございます。

処分につきましては、事実を詳細に確認のうえ、名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針に基づき、対処して参ります。

第2項は、「救急搬送を学校がすぐにしなかった、出来なかった原因、理由を明らかにすること。」を求めるものでございます。

保健室に来た当該児童の対応をした養護教諭は、患部に腫れや変色が見られなかったことや、眼球が動いていたことが確認できたことを理由に、救急搬送するよりも、まず保護者に児童の様子を見てもらうという判断をしました。校長も保健室で当該児童の様子を確認しましたが、養護教諭と同様の判断をしたため、学校はすぐに救急搬送を要請しなかったものでございます。

今後は、「名古屋市学校保健の手引」を改訂し、緊急時の学校対応について、名古屋市医師会の協力を得ながら、判断基準に関する分かりやすい図やフローチャートを作成し、

学校が活用できるようにすることや、専門家による研修の機会を設けてまいります。

第3項は「授業中の溺れ、事故原因について、検証して公表すること。」を求めるものでございます。

当日は、1年生3クラスの児童等に対し、教員等4名がプールの外及び中で、安全面に十分配慮しながら指導を行っていました。指導内容も適切なものであり、徐々に水に慣れさせた後で、個人の技量に応じて、顔を水につけるだけでもよいし、水に潜ってもよいとの指導を行っていました。今後も適切な指導が行われるよう、継続して取り組んでまいります。

第5項は「新設プールの擦り傷、事故原因を早急に検証、公表すること。」を求めるものでございます。

当該事案については、プール底面のモルタル表層部分にあるざらつきが、児童の皮膚に擦れ、擦り傷になったことが原因だと思われまます。原因の解消につきましては、プール底面のざらつきを抑えることができるよう改修してまいります。

なお、第2項、第3項及び第5項については、報道により公表されている他、先日行われた教育子ども委員会における所管事務調査でも取り上げられております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(坪田教育長)

ご意見は特にございませんが、請願第1号の取扱いについてでございますけれども、請願者からの陳述、我々もごもつともな部分が多いと思っております。我々も学校も責任を痛感し、猛省しなくてはいけないというのは議会でも申し上げたとおりでございます。

さらに、学校の特に関与者である校長の責任についても、いろいろな配慮義務等について、どうだったかについて、処分の要否も含めて、しっかりと検討するべきであるというふうに思っています。

また、総務課長からもありましたように、処分については、こちらの基準に基づいて、これからしっかりと、量定につきまして検討することになると思っておりますので、そういうことも含めまして、また再発防止の対処を行う必要があるということで、請願につきまして、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでございましょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

我々としてもですね、しっかりとこの件につきましては、子どもたちの命に関わることでありますから、しっかりと向き合っていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

すべての項目を含めて、「ご意見としてうけたまわる」ということで伺わせていただきました。

引き続き日程第2に移りますので、職員の入替えをお願いします。

(坪田教育長)

それでは、続いて日程第2、「令和5年度使用教科用図書の採択について」でございます。

まず、傍聴の方も含め、ここにおられる皆さんにお願いですが、令和5年度使用教科用図書の採択に関しましては、県の指導により、採択結果は、他の採択地区の採択が終了する8月31日まで非公開となっております。

また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

本日は、令和5年度に使用する小学校用、中学校用、特別支援学校・学級用、高等学校用の教科用図書の採択を行います。

始めに、小学校・中学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(笹口指導室長)

「小学校用・中学校用の教科用図書」につきまして、説明させていただきます。お手元の緑色のファイルをご覧ください。

「資料1」でございますが、「令和5年度使用教科用図書採択基本方針」の1(1)・(2)にありますように、小学校用と中学校用の教科用図書は、採択基本方針として、「令和4年度と同一のものを採択する。」とあります。

「資料2」の「令和5年度使用教科用図書一覧(案)」の1～3ページに「令和5年度使用小学校用及び中学校用教科用図書一覧表」として掲げさせていただいております。

なお、「資料4」にありますように、文部科学省より送付されました「令和5年度使用小学校用及び中学校用教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している全てのものが掲載されておりまして、令和5年度の供給に支障がないことを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりました。ご意見・ご質問はございますでしょうか。

(西淵委員)

異論は全然ありませんけども、今デジタル教科書の採択のときにも出ましたけども、デジタル教科書の使用が進んできていると思うんですけども、特に教科の中で、デジタル教科書などを使いながら、併用は今いいんですかね。併用するということがいいんですか

ね。

(西淵委員)

ダメですか。そういう中、デジタル化で取り組まれているような教科の事例ってあったら教えていただきたいと思いますけども。

教科書採択とは別かもしれないんですけども。

(坪田教育長)

大事なことです。現状をお願いします。

(笹口指導室長)

教科書といたしましては、無償給付の紙の教科書を使用しております。

現在、国の方の実証実験という形で進んでおりまして、名古屋市の約8割のところ、実証実験に参加しております。

国に従いまして、一部の教科について、デジタル教科書も使用しながらということで実証実験に参加しております。

(西淵委員)

小学校も中学校も8割くらいの学校が、デジタル教科書も使いながら、学習が進んでいるということで把握していいですか。

(笹口指導室長)

英語はすべて小学校でもデジタル教科書も入っておりまして、実証実験でプラス一教科ということで。

(西淵委員)

英語はすべてで、何か一教科を選ぶわけですか。

(笹口指導室長)

はい。プラス一教科ということで実証実験の実践が進んでいるということでございまして、私もいくつかの学校に聞いてみたんですけども、まだ使用し始めたところで、まだ十分な意見は、私のところには届いていないんですけども、一部の内容につきましては、やはり普通の紙よりも拡大できるとか、図形なんかも便利だというような声は届いています。

(西淵委員)

文部科学省の委託ってことは、報告されるわけですね。一年間の実証実験みたいな形でやられて、効果とか問題点とかを文部科学省に報告しながら、今度の教科書採択のときには、そういうのも反映されてくるんですかね。デジタルになるかどうかは分かりませんけ

どね。まだ。

(笹口指導室長)

おっしゃるとおりで、結果については報告をしつつ、デジタル教科書の採択については、まだちょっと決まっていない状況でございます。

(西淵委員)

わかりました。ありがとうございます。

また、結果が分かったら、ご報告いただけるとありがたいです。

(坪田教育長)

他にご意見もないようです。

令和5年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書につきましては、4月定例会で決定した採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、特別支援学校、特別支援学級用の教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(笹口指導室長)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用教科用図書について、説明させていただきます。

再び、緑色のファイルの「資料1」をご覧ください。「令和5年度使用教科用図書採択基本方針」の1(3)にありますように、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」となっております。

また、(4)にありますように、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」とあります。

「資料2」、「令和5年度使用教科用図書一覧(案)」4ページをご覧ください。「令和5年度使用特別支援学校用教科用図書一覧表」でございます。

なお、特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置いたしまして、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。

その結果は、「令和5年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書調査研究報告書」として提出されまして、教育長の机上に、その原本の綴りを置かせていただいております。

各校より出された報告書を集約したものが、「資料3」の「令和5年度使用特別支援学校・特別支援学級用図書研究報告書のまとめ」でございます。

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものを集計したものでございます。

また、次ページには、各学校から提出された特別支援学校・学級用の「令和5年度使用教科用図書調査研究報告書」の一部を資料として付け加えてございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(坪田教育長)

皆様ご質問考えてらっしゃるので、私からまず一つ。

きちんと担当者任せではなく、校長先生もしっかりと担当者から説明を受けて、これがどうしてこの学校とか、この学級に一番いいんだということの説明を求めて、ちゃんと納得をして出していると考えてよろしいでしょうか。

(笹口指導室長)

おっしゃるとおりでございます。校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置いたしまして、報告書を求めております。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。ごく単純な質問なんですけど、この調査研究報告書の見方。評価は、星のところはそれに該当するってということでしょうか。どういったふうにこれを見ればいいのかっていうのが、ちょっと分からなかったの。報告として、どういった情報かという。

(中谷特別支援教育主幹)

この報告書は、それぞれ協議会、各学校ごとに、話し合いをさせていただいたものです。

その子が、例えば、小学校3年生であれば、3年生の教科書が相応しいのか。あるいは下学年が相応しいのか。そういった形で協議をしています。

星本と言いまして、星がついているものはですね、特別支援学校用の知的障害用の教科書でございます。こういったものが相応しい場合は、特別支援級であっても、特別支援学校用の教科書が相応しいということであれば、この星本を使える。

星というのは、星1から星5までありまして、星1が小学部の1・2年生、星2が小学

部の3・4年生、星3が小学部の5・6年生、星4と星5は2冊で中学部の1から3年生まで。大体そういうような形でございます。

(中谷委員)

おそらく、その情報はここからでは読めないの、そのことは付記していただく必要があるかなと。報告書ですので、誰が見ても分かるような形でお知らせいただきたいということと、それと、やはり知的障害のこと言われましたけども、特別支援学校の個性とか特性というのは努めて広いものがあると思うので、この辺りに関する配慮っていうのは、なかなか一言で言えないところもあると思うので、そのあたりのこの「特性に応じて」という言葉に、もし何かこう加えるようなものができれば、随分保護者の方とか、児童自身の捉えとか伸びしろとか、いろいろ可能性もあると思いますし、そういう形で「特性」ということを少し説明をしていただけるような形だと、今後より広がっていく可能性もありますし、適切になるのかなというふうに思いました。

(中谷特別支援教育主幹)

ありがとうございます。

補足ですが、4ページのところにですね、私が申しました図書の一覧表がございます。それから、委員ご指摘いただきましたように、ひとりひとり特性が違いますので、それにつきましては、また改めて協議して参りたいと思います。

(西淵委員)

「参考資料」のところですけど、特別支援学校は、それぞれ小学部も中学部も使用しているということなんですね。

高等部産業科は、これ何を使用しているか。産業科1校というのは、位置が違うじゃない。下に書かなかん。

名古屋市立小中で使用する教科用図書使用が1校なのかということと、この場合は、高等部はどこに入っとるかということ。2つ目は質問だけ。

産業科は、中学校で使う教科書を使ってもいいし、高等学校教科用図書使用してもいいし、一般図書使用してもいいよっていうことですよ。これ全部採択するの。それがちょっと分からない。

(中谷特別支援教育担当主幹)

まず、高等部につきましては、それぞれの学校でプリントなどを作成して、学習をさせていただいているところでございます。

それから、高等部の産業科につきましては、実態としては中学校で使っていたものをそのまま使用させていただいているのが、外国語を使わせていただいております。

それから、高等学校教科用図書使用というところは、美術については、高等学校教科用図書を使用させていただいています。

あと、一般図書と言いますのは、実は知的障害者用の暮らしに役立つ国語だとか、暮ら

しに役立つ社会。そういったような図書がございまして、それを使わせていただいております。あと、技術と家庭科についても中学校教科用図書を使用しています。

(西淵委員)

それはどこでわかるんですか。

(中谷特別支援教育担当主幹)

すみません。ここには書いてございません。

中学校につきましては、外国語と技術については、中学校教科用図書を使用しております。高等学校教科用図書につきましては、美術については高等学校のものを使わせていただいております。

(西淵委員)

使わせていただいているというか、高等部産業科は、どの教科書を採択したかということを知りたい。

使わせていただいているんじゃないかと、採択して、採択したものを使っていいということじゃないの。

それから、高等部もプリントでやっているということなんですけども、それは、教科用図書は、使わなくていいということなの。

(西淵委員)

市立中学校で使用する教科用図書使用を採択して使わせてもらっている学校は何校なの。産業科は1校か。下に書くんじゃないの。

要するに、産業科のまとめのところに産業科1校って書かれると、意味が不明なんですけど。

(中谷特別支援教育担当主幹)

特別支援学校の4校の中に産業科があるものですから、こういった形にまとめさせていただいたんですけども、確かに委員ご指摘のように分かりにくいところがあるかなというふうに思います。

(西淵委員)

これだと、産業科が1校あるだけって思う。それは誰でもわかる話で。

どの教科書を使用してるのかというのを、例えば、「高等学校使用(美術) 1校」とか、「一般図書使用 1校」とか。ちょっとこれは変えた方がいいと思いますよ。わかりにくいです。それが意見。

(西淵委員)

もう一個だけよろしいですか。特別支援学校の産業科ね、やっぱり一般就労を目指すと

ということで、非常に一生懸命取り組んでみえると思うので、使用する教科用図書も、今の一般就労ニーズに合ったようなものを、使って取り組んでいく必要があるように思うんですね。

ですので、高等部産業科の皆さんも含めて、校長先生が採択されたので、中身に今回の異論はないんですけれども、やっぱり一般図書が認められとったり、そういうことの背景には、産業科設立の意義っていうものがあるわけで、そういうものを踏まえた上で、主たる教材として、使ってあげるといのが大事ななというふうに思うので、ちょっと意見として言わせていただきたいなと思います。

(坪田教育長)

他にご意見もないようです。

それではですね、西淵委員からもありましたように、参考資料である報告書のまとめが、もう少し上手く分かりやすいように整理する必要がありますが今後あると思います。

参考資料ですけども、今後はそのようにお願いしたいと思いますし、高等部の産業科の在り方ですね。就労とかについても、目指すべきところとフィットしているか。当然個別最適化が一番必要なのは、この分野だと思いますので、そこに配慮したことがなされているかは、ちゃんと見ていかないといけないなということだと思いますので、そういうことを踏まえたうえで、これからお願いしたいと思います。

よって、令和5年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については、採択希望の資料として、各学校から提出されているものについては、そのとおりに採択することによってよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

続きまして、高等学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

それでは「高等学校用教科用図書」について、説明させていただきます。

まずは、お手元の青いファイルを開いていただき、「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」の表紙を1枚めくっていただきたいと思います。  
裏に、「はしがき」の3に記載されていますように、第1部には第1学年、第2学年で使用する新しい教育課程の教科書が、第2部以降には第3学年以上で使用する従来の教育課程の教科書が、それぞれ掲載されています。

今回文部科学省に登録されている教科書の数ですが、そのページの下段の表にございますように、全教科合わせて1,179種1,232点となっております。今回、市立高等学校14校からは、総数で486種496点の教科用図書の採択希望が挙げられております。

では、教科用図書採択につきまして、具体的に行った手順について、資料を基にご説明いたします。

なお、公平・公正な教科書採択を行うため、教科書の執筆・編集に携わった教員については、各学校における研究協議会には関与しないこととしております。詳細について、担当者よりご説明申し上げます。

#### (久野指導主事)

青いファイルを引き続きご覧ください。こちらのファイルは、教科用図書の採択の際に用いました資料を集めたものでございます。順を追って説明させていただきます。

教科用図書の採択にあたり、まず、教科毎に各校から代表者1名を招集し、現在出版されている教科用図書それぞれの特徴について、情報を共有し、研究協議を行う「教科研究会」を開催いたしました。

その際に、協議用資料として教育委員会が作成したものが、お手元の「資料1-1」となります。

黄色の付箋がついたページをご覧ください。こちらは、出版社より文部科学省に提出されている「編修趣意書」からの情報や、前年度までの教科用図書採択において、出された意見等を統合し、各教科用図書の特色を、各教科・科目毎に教育委員会がまとめたものでございます。この資料を基に、各校の代表が研究協議を行い、その成果を各校に持ち帰ることで、より充実した教科用図書採択へと繋げていきます。

教科研究会終了後、各学校において、教科毎に十分な協議を行い、その後、学校全体で「教科用図書研究協議会」を行います。その結果を教育委員会に報告したものが「資料1-2」となります。

赤色の付箋がついたページをご覧ください。このページには、菊里高校の国語科について、採択を希望する教科用図書が、使用学科、出版社、書名、研究内容の順に記されております。研究内容の欄には、各校において検討を行った際に、その図書を採択希望図書とするに至った理由とも言える、特色が記されています。

次に、表の右端にあります「新継連の別」について説明させていただきます。一番上の段の現代の国語は、「1年 継」となっておりますので、前年度採択した教科書と同じ教科書の採択を希望していることを表しております。

また、上から3段目の論理国語は、「2年 新」となっておりますので、昨年度とは異なる教科書の採択を、新たに希望していることを表しております。

それに対して、下から3段目の現代文Bは「3年 連」となっており、第2学年の時に購入した教科書を、第3学年も連続して使用することを表しております。

「採択希望教科用図書」について、「資料1-2」の「採択希望教科用図書研究報告書」を基に、学年別一覧表にし、教育委員会に提出されたものが、「採択希望教科用図書一覧(案)」「資料1-3」でございます。青色の付箋がついたページをご覧ください。菊里高校

1年生より順に、全校全学科の「採択希望教科用図書一覧（案）」が綴じられております。

最後に、「資料1-4」に関わって、今年度、教科書展示会で、「市民の声」として、ご意見を12件いただきました。全てのご意見は青ファイルに記載してありますが、特に対応が必要と思われるようなご指摘はございません。

以上、「資料1-1」から「資料1-4」に関しまして、ご説明をさせていただきました。これらの資料をもとに、ご審議をよろしくお願いいたします。

（坪田教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

（中谷委員）

もう既に対応はされているということだと思っておりますが、資料のですね、「1-2」のところ、先ほど例えばこれを例に挙げますと、「2年 新」というのがありますが、その場合には、1年生の時に使っていた教科書と変わるわけですから、既習範囲というか、教科書が変わると、当然扱う課程も変わってくるわけで、そのあたりの接続というか、或いはその次の年にどうなるのかということも見通して考えておられたのか。

そのあたりの「2年 新」になるという、そこがちょっと分かりにくいというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

（久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹）

来年度につきましては、今年度新課程の1年生が始まりましたので、来年度使用する教科書は、2年生は全員が新しい教育課程の基で作られる教科書となりますので、2年生は基本的には「新」になります。

そういう意味合いでございます。

（中谷委員）

そうか。だから2年で「新」というのが、今の指導要領の観点から言うと、正しいと。それしかないということですね。理解しました。

（坪田教育長）

高校は学年進行していくので、小中と違うのが分かりにくいところですけど。

（鎌田委員）

高校ではですね、金融とか起業とかですね、そういったものを今後学んでいくというふうに理解しているのですが、それはどの教科書で学んでいくことになるのでしょうか。

（久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹）

起業でありますと、扱うとすると、家庭科に近いことが学べるというふうに思います。

(鎌田委員)

国の方針だろうと思いますので、国としてはそういう教科書を使って教えてほしいと思っているのか、いやいやこれは起業或いは金融の勉強をするのは、また違うんだという考え方なのか。絶対こうでなければならぬというわけではないと思いますけども。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

起業だけではなくて、もうちょっと範囲を広くしますと、金融教育というのが成人年齢の引き下げにより言われていますので、それは明らかに家庭科で扱うということになっております。

(鎌田委員)

そうなんですか。家庭科ですか。

(坪田教育長)

中学生までの家庭科ってどちらかという、身の回りのことですが、高校では結構経済的なこと。経済や金融の仕組みは、社会科の分野で習うのですが、実際自分達がどう貯蓄したり投資したりするかとかですね、起業とか会社作ったりするときどうするかっていうのは、実は家庭科に全部含まれているという。そこでやるっていうことになっております。

国としては、その副教材とかいろいろと提供しているので、それと併せてですね、いろいろと取り組ませているという状況ですね。

(鎌田委員)

小学校のときだったら、算数習って、中学から数学になるように、小学校・中学校は家庭科でもですね、高校からそういうことも教えるのであれば、「家庭科」という名前を変えていくようなことがあっても良いのではないかと思いますけど、いかがですか。

こういう教科の名前は国が決めているのですか。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

学習指導要領の中で決まっています。

(坪田教育長)

仕組みから言いますと、高校でも総合学科は、「産業社会と人間」という科目があって、キャリア教育プラスそういうことをやると。結構ぴったりするものがあるので。

ただ、普通科とか、多くの高校においては、そこでやるか、また、その他のいろいろな時間を活用して、やらざるを得ないという部分があるのかなと。

もちろん、学校設定科目とかで特例的に新しい科目が設けられないこともないので。学校が、学校改革の中で意欲があれば、そういう科目をあえて設けてということも、制度的

にはできなくはない。

(鎌田委員)

あと、もう一ついいですか。

高校の教科書ですが、過去どういう教科書が採択されてきたかという時系列の一覧表とかですね、そういったデータとかはあるかどうか。作ることはできるかどうか。

そして、その時に教育委員が、この教科書については、全員が賛成でしたとか。あるいは、全員賛成じゃなくて意見が分かれたものについては、どれがありましたかというのが分かると、この教科やこの出版社の教科書は意見が分かれることがあるんだとかですね。

次に採択するとき参考になるかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(坪田教育長)

意見が分かれたのかはどこまで分かるかわからないのですが、変遷ですね。ずっと同じ会社のものを使っているとか、ちゃんと審査して、これはこっちのほうがいいとか、今度の指導要領改訂ではこっちのほうが上手く体现しているかどうかというわけですね。

ずっと同じになっているかどうかというのは一般的に指摘される問題。そういうのは資料化できると思いますが、どうでしょうか。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

資料は残ってございますので、それを見ていくということは可能だと思いますが、数が大変多く、教科書だけで500種類くらいありますので、それを拾っていくというのは中々難しいなとは思っております。

(鎌田委員)

私が知りたいのは、例えば高校3年間で、10教科あるとしても30ですね。それが、毎年毎年どこのが採択されているのか。その時に、教育委員で意見は分かれたのか、分かれていないのか。一覧表をエクセルで作れば、皆さんにとっても分かりやすくいいんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。あまり意味ないですか。私は是非知りたいですけど。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

先ほど見ていただいた、「資料1-1」の「教科書研究報告書」。これをですね、教科ごとに集まった研究会で、これをリニューアルしながら、教科書採択をしていますので、その会議の中で、各学校がどういうことを思っているのか、この教科書はどういう特徴を持っているかは、学習しておりますので。常々そういうことはやっておりますが、記録までは取っておりませんので、それを一覧表にするのは、中々難しいのかなというふうに思っています。

(鎌田委員)

数百あるデータをすべて一覧表にさせていただきたいと言っているわけじゃなくて、過去採択された三学年で10教科だと30ですね。30列あってですね、去年はどの教科書が採択されて、その前はどこの教科書でしたっていうそれだけの話ですから。

私にとって、次どの教科書を選ぶかっていうのに参考になるかなと思っていますが、そんな難しい話じゃないと思うんですけどね。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

前向きに検討して、作成できるものは提供したいと思います。

(坪田教育長)

全部でなくても、主なものでも結構なので、できる範囲で。

見える化をするということなので、大事な観点だと思いますので、できる範囲になるかと思えますけども、取り組んでいただきたいと思います。

私はいつも思うのが、菊里高校の話がありましたけども、数学などでこの教科書だけで授業ができていいのか。当然副本だとか、参考書とか併せて授業やっているんですよ。と考えた時に、教科書ってもう少し問題がたくさん載っていてもいいんじゃないか。解説も含めて丁寧に。だから、参考書じゃないと丁寧に解説が載っていないとかね。そういうことも議論して、教科書も似たり寄ったりだと選びようがないかもしれないかもしれませんが。教科書だけで完結できる、これさえあればいい、買わなくていいというね。それをちょっと前から思っているところがあります。これはどうしようもない。あるものから採択しないといけないので、どうすることもできないですけど。ユーザー、保護者として思う部分がありますね。

(鎌田委員)

高校なら高校の、教員用の教科書の解説書ってあると思うんですけどね。こういったものを、先生方は使っておられる比率ってどのくらいになるのでしょうか。教員はほぼ100%使っているのですか。それとも、一部しか使っていないということなのでしょうか。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

教科によると思われませんが、私は英語の教員なので、英語の教員をイメージしますと、ベテランになればなるほど、そういうものに頼らないというのはあると思います。

ただ、今指導書の話で言いますと、指導書は今デジタル資料がついているものはたくさんありますので。例えば、英語でいうと本文を今まで黒板にずっと写していたものを、ポンとプロジェクターに映して解説をするとか。そういうことで、指導書を活用しているケースは多くあると思います。

(中谷委員)

意見というか感想なのですが、例えば国語といっても、以前は国語と古典とか、現代文

と古典とか、そういうものがどんどん教科が増えて、子どもたちの負担がどんどん増えていて、選択肢が広がるのはいいけれど、逆にその隈なくやるっていう学校の方針が結構多くてですね、実際には。

ある程度、テスト対策をいろいろ柔軟に対応できるようにと行って、かなり詰め込みをしているところも、あると聞いているんですね。

それで何が言いたいかというと、先ほどのデジタルの話と含めて、資料をどういうふうにするのかとか、先ほど教育長の言われた、一本化とかユーザビリティを高めるっていう話にも繋がりますけど、デジタルをどういうふうに使って、どういうふう効率化してるのかみたいな話は、ちょっとまた共有できると有難いかなと。

特に高校においては、私の子どもも高校生ですけど、本当に教科書だけでも、肩がもうあれですし、パッドを持って、体重のアメリカとかだと何分の1とか決まっているらしいですよ。でもそれを大幅に超えている。

それが小学校でも、そういうことがあるというふう聞くので、そのあたりのデジタル化が結局、軽量化じゃなくて重量化になっているという現実があるので、日本人の生真面目さがそうなるとなると、少し受給者というか、サービスの受け手である生徒の立場に立って、デジタル化も進めていただきたいと常日頃思っているんで、そのあたりのデジタル化との関連性というか、一元化ではないとは思いますが、紙とどう組み合わせるのかっていうことですね。

彼らの頭の中がどういう状態になったら、「学習した」と言えるのかということを考えてないと、デジタル化の意味がないと思うので、そのあたりをまた、教科書と併せて教えていただければと思います。

(坪田教育長)

使用実態みたいなのもね、採択を決めて終わりじゃなくて、どういうふうな教科書の使い方しているとか、どれだけ他の問題集や参考書とかを結局購入することになって、どれだけ荷物になっているとか。置き勉を認めているのかとか、全体含めてですね、トータルに学習環境を整えていかないと。

あれもこれもっていう状況になっては、子どもたちはね、とても対応できなくなるということで、そういうのはよく、我々も見えていく必要があります、重要な指摘だったと思います。

(坪田教育長)

他にご意見もないようです。

それでは、高等学校用については、それぞれの学校の特性や生徒の実態に即したものを調査研究いただいており、各校の採択希望に合わせて、この一覧にあるとおり、令和5年度使用教科用図書として採択を決定してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

以上で日程第2を終了いたします。

重ねてのお願いとなりますが、傍聴の方も含め、令和5年度使用教科用図書採択に關しましては、採択結果は8月31日まで非公開となっております。

また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

(坪田教育長)

引き続き、日程第3へ移ります。

日程第3の議事は非公開となりますので、傍聴人及び記者の方々は退席をお願いいたします。また、併せて職員の入替えをお願いいたします。

日程第3は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午後4時5分終了